

**令和7年度**

**包括外部監査結果等に対する措置計画**

**盛岡市**

# 【目次】

## 出資等法人に係る財務に関する事務の執行について

### (1) 交流推進部

- ① 結果分 . . . . . 1
- ② 意見分 . . . . . 20

### (2) 商工労働部

- ① 結果分 . . . . . 28
- ② 意見分 . . . . . 31

### (3) 農林部

- ① 結果分 . . . . . 40

### (4) 都市整備部

- ① 結果分 . . . . . 41
- ② 意見分 . . . . . 44

### (5) 教育委員会事務局

- ① 意見分 . . . . . 46

### (6) 玉山総合事務所

- ① 結果分 . . . . . 49
- ② 意見分 . . . . . 56

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
15	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡国際交流協会）【結果1】</b></p> <p><b>国際交流協会の評議員の適格性について</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b>  A氏とC氏は評議員会への欠席が目立っている。  評議員が評議員会に出席しないことは善管注意義務に反するおそれがあり、評議員としての適格性を欠くことになり問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  市は、当該評議員に評議員会への出席を促す又は、評議員会への出席が可能である評議員としての適格性を有した者を評議員として選任することを法人へ求めるなど、現状の法人運営の改善を求める必要がある。</p>	<p>評議員選任に当たっては、評議員会への出席が可能である評議員としての適格性を有した者を選任するよう法人へ求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
16	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡国際交流協会）【結果2】</b></p> <p>国際交流協会の理事の適格性について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  A氏について理事会への参加が確認できない。  理事が理事会に出席しないことは善管注意義務に反するおそれがあり、理事としての適格性を欠くことになり問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  市は、当該理事に理事会への出席を促す又は、理事会への出席が可能な理事としての適格性を有した者を理事として選任することを法人へ求めるなど、現状の法人運営の改善を求める必要がある。</p>	<p>理事選任に当たっては、理事会への出席が可能である理事としての適格性を有した者を選任するよう法人へ求めてまいります。</p> <p>(文化国際課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
19	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡国際交流協会）【結果3】</b></p> <p>国際交流協会事務局を文化国際課内に設置していることについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  文化国際課の場所の一部を国際交流協会に使用させていることになるが、この行政財産の使用に関し、市と国際交流協は何ら取り決めをしていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  市は、国際交流協会との間で賃貸借契約を締結するか、又は、国際交流協会へ行政財産の使用許可を与えるかのいずれかにより、行政財産の使用に関する関係を明確にする必要がある。</p>	<p>行政財産の使用許可申請に必要な手続きを行うよう法人に求めた上で、適切な措置を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
20	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡国際交流協会）【結果4】</b></p> <p>国際交流協会事務局を文化国際課内に設置させ無償で使用させていることについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  行政財産の使用に関し、市と国際交流協会は何ら取り決めをしていないことから、無償で使用させていることに関しても、何ら取り決めをしていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  市と国際交流協会は、賃貸借契約を締結し、使用料につき無償であることを明確にするか、又は、行政財産の使用許可に合わせて「行政財産使用料減免申請書」を取り交わすことによって、使用料について減免する必要がある。</p>	<p>行政財産の使用について、必要な手続を行うよう法人に求めた上で、適切な措置を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
26	<p><b>文化会館指定管理（盛岡市民文化ホール、盛岡劇場、都南文化会館及び渋民文化会館）（公益財団法人盛岡市文化振興事業団）【結果5】</b></p> <p>指定管理料と収支計算書の不整合について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 盛岡劇場と都南文化会館の指定管理料の金額が整合していなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 収支計算書の記載内容の適切性について、十分に確認し、誤りがあれば修正を求めるなどの対応をされたい。</p>	<p>決算額は4館合計で算出しており、合計値としては適切なものですが、市の内部資料における決算額内訳と指定管理者における数値との差異があったものです。</p> <p>今後とも施設ごとの収支計算書について十分に確認してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
27	<p><b>文化会館指定管理（盛岡市民文化ホール、盛岡劇場、都南文化会館及び渋民文化会館）（公益財団法人盛岡市文化振興事業団）【結果6】</b></p> <p>事業報告書と収支計算書の不整合について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                  渋民文化会館以外の施設の利用料金収入の金額が整合していなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                  事業報告書及び収支計算書の記載内容の適切性について、十分に確認し、誤りがあれば修正を求めるなどの対応をされたい。</p>	<p>都南文化会館の施設利用事業収入額につきましては誤記ではありますが、必要な書類の記載内容を十分に確認し、適切性の確保に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
31	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡市文化振興事業団）</b>  <b>【結果 7】</b></p> <p>参照条文の誤りについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>            事業費交付要領に係る補助金交付請求書、補助事業完了報告書及び添付書類、補助金前払請求書の参照条文が誤っていた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>            事業費交付要領を改正し、正しい参照条文とする必要がある。</p>	<p>正しい参照条文となるよう、盛岡市文化振興事業団事業費補助金交付要領を改正してまいります。            （文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
33	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡市文化振興事業団）</b>  <b>【結果 8】</b></p> <p>運営費への補助金の充当について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>            事業費交付要領において「文化振興事業団の運営のため」との記載は不適切である。            また、事業費補助金を運営費に充当しており、事業費交付要領の規定に反している。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>            市は、文化振興事業団に対し、事業費補助金を運営費に充当しないよう指導監督する必要がある。</p>	<p>計画書等の記載内容を十分に確認するとともに、補助金が事業費に充当されていることの確認をし、必要に応じて指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
34	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡市文化振興事業団）</b>  <b>【結果9】</b></p> <p>補助事業完了報告に係る提出書類の不足について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  文化振興事業団は、補助事業完了報告を行う際に、添付すべき領収書等の写しを添付していなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  市は、文化振興事業団に対し、領収書等の写しを提出させる必要がある。</p>	<p>補助金交付要領に基づき、事業完了確認に必要な書類の提出を求め、事業完了確認の適正化を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
35	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡市文化振興事業団）</b>  <b>【結果10】</b></p> <p>課税事業者か否かの確認及び所定の手続の実施について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  文化振興事業団が課税事業者であるかについて書面等による確認を行っていない。  また、文化振興事業団は課税事業者であるが、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎として交付の申請をさせ、補助金交付金額を算定する手続を行っていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  市は補助金交付申請があった場合には、補助の相手方である団体等が課税事業者であるか書面等で確認するとともに所定の手続きが必要である。  文化振興事業団は課税事業者であるから、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎とした交付の申請をさせ、補助金交付金額の算定を行わなければならない。</p>	<p>補助金交付申請の添付書類として消費税の納税証明書の提出により、消費税等課税事業者であることを確認しているほか、国税庁ホームページにより適格請求書発行事業者登録を確認しております。</p> <p>また、消費税等仕入控除税額の報告を求め、補助金交付内容の適正さを確認してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
36	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡市文化振興事業団）</b>  <b>【結果11】</b></p> <p>仕入控除税額の確認及び返還請求について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>          消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎とした交付の申請をさせておらず、補助金交付金額には仕入控除税額が含まれている。          消費税等仕入控除税額が明らかになっていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>          市は、文化振興事業団に対し、消費税等仕入控除税額を報告させるとともに、当該金額の返還について請求する必要がある。</p>	<p>消費税等仕入控除税額を報告させるとともに、返還が必要な場合には、返還請求をいたします。          （文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
40	<p><b>マリオス管理費用区分所有者負担金、マリオス第四次中期修繕計画実施に伴う負担金（株式会社盛岡地域交流センター）【結果12】</b></p> <p>負担金決算額の正確性検証について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 交流センターから提示された数値の適正性について、何らの担保もなく支払いを行うことは合規性、公平性、経済性の観点で問題である。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 区分所有者が交代で検証手続を実施する、あるいは区分所有者通常集会において、交流センターの監査役による監査結果報告を求めるといった、数値の適正性を担保する手続を実施する必要がある。</p>	<p>盛岡地域交流センターから区分所有者に対し監査結果報告を行うよう、盛岡地域交流センターに対応を求めてまいります。</p> <p>(文化国際課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
62	<p><b>スポーツ協会が指定管理を行う施設 （公益財団法人盛岡市スポーツ協会）【結果20】</b></p> <p>事業報告書の記載事項について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 施設等の管理業務の中には目安ではあるものの、「年2回」「週1回程度」と頻度、回数まで記載されている業務もあるが、これらの業務が確実に実施されたか否かについて、事業報告書に記載されていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 仕様書等に明記された業務については、事業報告書にその実施状況を適切に記載して報告させる必要がある。</p>	<p>指定管理者に対し、仕様書等に明記された業務の実施状況を事業報告書に記載した上で、提出するよう指導してまいります。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
71	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡市スポーツ協会）【結果21】</b></p> <p>補助金報告における証憑書類の提出について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  元帳の提出だけでは収支決算書が適正に作成されているかについて確かめることはできない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  要領において領収書等、証憑書類の写しの提出を求めているのは、収支決算書の適正性を担保することを意図したものであると推測されることから、原則として領収書等の提出を求める必要がある。</p>	<p>補助金交付要領に基づき、事業完了確認に必要な書類の提出を求め、事業完了確認の適正化を図ってまいります。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
72	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡市スポーツ協会）【結果22】</b></p> <p>参照条文の誤りについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>          要領別表の「条項」欄に記載されている盛岡市補助金交付規則の参照条文が誤っていた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>          要領を改正し、正しい参照条文とする必要がある。</p>	<p>正しい参照条文となるよう、要領を改正いたします。          （スポーツ推進課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
73	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡市スポーツ協会）【結果23】</b></p> <p>課税事業者か否かの確認及び所定の手続の実施について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  「盛岡市補助金交付に関する指針」では、消費税等を含んだ金額を基礎として補助金交付申請があった場合、補助の相手方である団体等が消費税課税事業者であるかについて、書面等により確認を行った上で、所定の手続を行うものとされているが、書面等による確認を行っていなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  市は補助金交付申請があった場合には、補助の相手方である団体等が課税事業者であるか書面等で確認するとともに所定の手続きが必要である。  スポーツ協会は課税事業者であるから、市は、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎とした交付の申請をさせ、補助金交付金額の算定を行わなければならない。</p>	<p>補助の相手方である団体等が消費税課税事業者であるかについて、書面等により確認を行ってまいります。</p> <p>また、消費税等仕入控除税額の報告を求め、補助金交付内容の適正さを確認してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ推進課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
73	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡市スポーツ協会）【結果24】</b></p> <p>仕入控除税額の確認及び返還請求について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>          消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎とした          交付の申請をさせておらず、消費税等仕入控除税          額が明らかになっていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>          スポーツ協会に消費税等仕入控除税額を報告さ          せるとともに、当該金額の返還について請求する          必要がある。</p>	<p>消費税等仕入控除税額を報告さ          せるとともに、返還が必要な場合          には、返還請求をいたします。          （スポーツ推進課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
111	<p><b>盛岡市観光文化交流センター（プラザおでって）指定管理（公益財団法人盛岡観光コンベンション協会）【結果32】</b></p> <p>課税事業者か否かの確認及び所定の手続の実施について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      コンベンション協会は、消費税等を含んだ金額を基礎とした補助金交付申請を行っているが、コンベンション協会が課税事業者であるかについての書面等による確認を行っていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      市は補助金交付申請があった場合には、補助の相手方である団体等が課税事業者であるか書面等で確認するとともに所定の手続きが必要である。                      コンベンション協会は課税事業者であるから、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎とした交付の申請をさせ、補助金交付金額の算定を行わなければならない。</p>	<p>補助の相手方である団体等が消費税課税事業者であるかについて、書面等により確認を行ってまいります。</p> <p>また、消費税等仕入控除税額の報告を求め、補助金交付内容の適正さを確認してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
112	<p><b>盛岡市観光文化交流センター（プラザおでって）指定管理（公益財団法人盛岡観光コンベンション協会）【結果33】</b></p> <p>仕入控除税額の確認及び返還請求について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎とした交付の申請をさせておらず、消費税等仕入控除税額が明らかになっていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 消費税等仕入控除税額を報告させるとともに、当該金額の返還について請求する必要がある。</p>	<p>消費税等仕入控除税額を報告させるとともに、返還が必要な場合には、返還請求をいたします。 (観光課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
13	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡国際交流協会）【意見1】</b></p> <p>盛岡市補助金検証チェックシートの実施頻度が不十分なことについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>            検証チェックシートによる補助事業効果の検証を補助事業実施期間の最終年度で実施している現状では、補助事業の実施期間の延長には対応できるものの、実施期間の短縮には対応できないのではないかと。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>            全庁的な対応として、毎年の予算編成時に検証チェックシートによる補助金の検証を実施するよう検討されたい。</p>	<p>市全体の補助金検証のスキームにより検証を行っているほか、予算要求時や自治体経営改善の視点から本補助金の必要性を検討する機会が担保されていると認識しておりますことから、毎年度実施の必要性については、全庁的な見解に合わせて対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
14	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡国際交流協会）【意見2】</b></p> <p>検証チェックシートの様式の見直しについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  現状の検証チェックシートでは、財政課の意見について担当課の意見を記載する様式にはなっていないことから、担当課と財政課の意見が異なった場合、意見が食い違ったまま終結しているようにみえるため改善の余地がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  担当課と財政課の意見が違った場合には、その後、担当課の意見欄及び財政課の意見欄を検証チェックシートに設け、両者の見解の相違をどのように解消したのか明確になるような様式にすることを検討されたい。</p>	<p>検証チェックシートは、全庁統一様式となっていることから、全庁的な方針や見直しに合わせて対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
17	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡国際交流協会）【意見3】</b></p> <p>補助事業の内容の変更の場合の承認申請について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  「補助金交付決定通知書」に承認を不要とする条件を定めていなかったことから、年度末の繁忙期に、軽微な変更申請が必要となり、事務処理の効率性の観点から問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  「軽微な変更」についての見解を整理し、「補助金交付決定通知書」にその条件を付記することを検討されたい。</p>	<p>「軽微な変更」の要件を定めた上で、軽微な変更申請については承認を不要とする旨を補助決定通知書に条件として付記してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
21	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡国際交流協会）【意見4】</b></p> <p>文化国際課と国際交流協会事務局とが同室になることによる情報セキュリティについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>          課内に他法人が同居している状況において、他部署と比較して、情報セキュリティに関して高い意識を持つ必要があるが、情報セキュリティに関する規程やマニュアルが整備されていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>          情報セキュリティに関する注目が高まっている現代の環境や、今後市役所内での人の異動があることを踏まえると、情報セキュリティに関する規程やマニュアルを整備することを検討されたい。</p>	<p>情報セキュリティマニュアルを整備してまいります。          （文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
22	<p><b>事業費補助</b>  <b>（公益財団法人盛岡国際交流協会）【意見5】</b></p> <p>文化国際課職員の国際交流協会への併任について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>            国際交流協会は、場所や職員について、市より金銭的又は無償といった支援を受けて運営されており、国際交流協会が自主運営をしていくという観点からは問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>            国際交流協会の自主財源の確保についての方策を打ち出すとともに、補助金の対象経費の範囲の見直しや、併任職員の職務の範囲の明確化を進めることを検討されたい。</p>	<p>自主財源の確保、補助対象経費の見直し、併任職員の職務範囲について、他の都市や団体の事例を調査するなど検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
28	<p><b>文化会館指定管理（盛岡市民文化ホール、盛岡劇場、都南文化会館及び渋民文化会館）（公益財団法人盛岡市文化振興事業団）【意見6】</b></p> <p>事業報告書の記載について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 事業報告書に該当する実績報告書の記載内容について、不適切または不十分な部分が散見された。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 事業報告書（実績報告書）の記載内容の適切性について、十分に確認し、不適切であれば修正を求めるなどの対応をされたい。</p>	<p>事業報告書（実績報告書）の記載内容を十分に確認し、適切性の確保に努めてまいります。</p> <p>（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
108	<p><b>盛岡市観光文化交流センター（プラザおでって）指定管理（公益財団法人盛岡観光コンベンション協会）【意見26】</b></p> <p>協議内容の明確化について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 令和6年度にコンベンション協会を指定管理者に再指定した際に、報告書の書式や記載内容は前指定期間と同様とすることを可とすることを、担当者間で口頭により確認したのみであり、書面での協議は行っていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 月例報告書の書式及び記載内容を含め、市と指定管理者との間で協議した内容については、書面により明確化されたい。</p>	<p>月例報告書の書式及び記載内容を含め、協議内容を書面により明確にまいります。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
110	<p><b>盛岡市観光文化交流センター（プラザおでって）指定管理（公益財団法人盛岡観光コンベンション協会）【意見27】</b></p> <p>補助率の明確化について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 盛岡市補助金交付に関する指針において補助金交付額は、補助対象経費の2分の1以内が原則とされているが、コンベンション協会交付要領のいずれの年度も補助率の記載がない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 令和6年度の補助金交付額は補助対象経費の2分の1以内となっているものの、現状のコンベンション交付要領の記載は改めるべきである。</p>	<p>補助金交付要領について、指針の趣旨を踏まえ、補助率を明記するよう改正してまいります。 (観光課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
45	<p><b>運営費補助</b>  <b>（一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター）【結果13】</b></p> <p>補助対象経費の範囲、充当計算について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  「運営費補助金」と称する交付要領のタイトル、サービスセンター交付要領が想定する補助金の対象範囲及び事業費を補助対象としている補助金の充当に関する計算過程の三者が齟齬している状況となっている。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  サービスセンター交付要領の補助対象経費の記載を見直すとともに、充当計算の方法についても見直す必要がある。</p>	<p>運営費補助・事業費補助の取扱いの変更の必要性や、補助金の種類に応じた対象経費の見直しの必要性について、関係部署と協議してまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
47	<p><b>運営費補助</b>  <b>（一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター）【結果14】</b></p> <p>盛岡市出資等法人経営状況調査表の記載について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  現状作成されている経営状況調査表の「次期繰越収支差額」は、貸借対照表のどの項目とも一致しておらず、資金の範囲をどのように扱っているのか不明であり問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  資金の範囲を明確にし、「次期繰越収支差額」が貸借対照表の項目と一致するように作成する必要がある。</p>	<p>経営状況調査表の記載方法については、照会担当部署に確認しながら、次年度以降の調査時の対応について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（経済企画課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
50	<p><b>運営費補助</b>  <b>（一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター）【結果15】</b></p> <p>福祉サービスセンターの決算書に賞与引当金が計上されていないことについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  賞与引当金の計上されていない現状の決算書は、適切な期間損益の算定という観点からは問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  福祉サービスセンターの期間損益を正しく把握するためにも、決算書に賞与引当金を計上するように指導監督する必要がある。</p>	<p>指摘のあった決算書への賞与引当金の計上について、法人に対し伝達済であり、対応進捗について確認してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（経済企画課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
41	<p><b>運営費補助</b>  <b>（一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター）【意見7】</b></p> <p>補助金検証チェックシートの実施頻度が不十分な          ことについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>          検証チェックシートによる補助事業効果の検証を補助事業実施期間の最終年度で実施している現状では、補助事業の実施期間の延長には対応できるものの、実施期間の短縮には対応できない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>          補助金の検証を毎年度実施していることをより明確にするためにも、検証チェックシート等による補助金の検証を毎年実施することを検討されたい。</p>	<p>市全体の補助金検証のスキームにより検証を行っているほか、予算要求時や自治体経営改善の視点から本補助金の必要性を検討する機会を担保されていると認識しておりますことから、毎年度実施の必要性については、全庁的な見解に合わせて対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（経済企画課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
42	<p><b>運営費補助</b> （一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター）【意見8】</p> <p>補助対象経費の「その他市長が必要と認める経費」について①</p> <p>【現状の問題点】 「その他市長が必要と認める経費」のような包括規定があると、対象経費が不必要に拡大してしまうリスクがある。</p> <p>【解決の方向性】 公金支出の透明性を確保するため、「その他市長が必要と認める経費」の項目を無くすことが望ましい。 当該経費を認める場合には、補助対象経費として適切と判断した理由を事後的にも検証できるよう、明確に記録しておかれない。</p>	<p>現行の補助対象経費のうち「その他市長が必要と認める経費」の項目削除と併せて、補助金の充当経費が明確となるよう、補助金交付要領の見直しを進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（経済企画課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
43	<p><b>運営費補助</b>  <b>（一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター）【意見9】</b></p> <p>補助対象経費の「その他市長が必要と認める経費」について②</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  申請した対象経費の中で、「その他市長が必要と認める経費」の額が一番多額となっているのは問題である。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  当該経費が対象経費として認められるのであれば、補助金交付要領の対象経費に、当該経費を具体的に明示することを検討されたい。</p>	<p>現行の補助対象経費のうち「その他市長が必要と認める経費」の項目削除と併せて、補助金の充当経費が明確となるよう、補助金交付要領の見直しを進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（経済企画課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
98	<p><b>市有施設維持管理業務委託料</b>  <b>（公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター）</b>  <b>【意見20】</b></p> <p>再委託に関する要領書の記載の見直しについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>            委託業務内容の一部について、要領書においてあらかじめ第三者への再委託を市が指定しているが、センターが自ら履行の意思を持つ業務についても、第三者に再委託しなければならないこととなり、業務の効率性の観点から不合理といえる。            また、市が再委託を指定している業務につき、センターは市に再委託の承認を求めている状況となっているが、業務の効率性の観点から、再委託の承認を改めて求める必要性は乏しい。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>            再委託に関する要領書の記載について見直されたい。</p>	<p>要領書の再委託に関する記載について、令和8年度実施分から削除することといたします。            （ものづくり推進課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
100	<p><b>盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金（公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター）【意見21】</b></p> <p>補助金事務の一本化について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      地場産業振興事業と人材育成事業に係るそれぞれの補助金交付申請書には、交付を受けようとする補助金の金額の欄以外の欄については全く同一の記載となっており、添付書類も同一のものがそれぞれ添付されている。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      交付を受けようとする補助金の金額の欄の記載方法を工夫するなどして、補助金交付申請書や補助事業完了報告書を1部作成すれば足りるようにするとともに、添付する関係書類も重複することのないようにするよう留意されたい。</p>	<p>地場産業振興事業と人材育成事業に係る補助金交付申請書及び補助事業完了報告書について、1部作成すれば足りるよう記載方法を検討してまいります。</p> <p>（ものづくり推進課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
101	<p><b>盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金（公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター）【意見22】</b></p> <p>補助対象経費の見直しについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 補助金が、地場産業の振興を図ることを目的としたものであることを考慮すると、対象となる経費を事業に係る人件費のみに限定することは合理性に乏しい。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 補助金の有効性を高める観点からは、地場産業の振興のための事業活動に必要な経費であれば補助対象経費と認めるよう、機動性を持たせることが有用であることから、補助対象経費を見直されたい。</p>	<p>補助金の目的が達成されるよう、補助対象経費の拡大について検討してまいります。</p> <p>（ものづくり推進課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
102	<p><b>盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金 （公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター） 【意見23】</b></p> <p>補助金交付申請書類の整合性確認について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 補助金交付申請に係る提出書類間の整合性を確認したところ、地場産業振興事業分の「収支予算書」と「令和6年度事業計画書・収入支出予算書」との間に不整合があった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 結果として、補助金の額に影響はなかったが、適切にチェックすべき事項である。 提出書類間の整合性について、十分に確認されたい。</p>	<p>令和6年度の補助金において、収支予算書のみを確認し交付決定をしていたため、不整合が生じておりました。</p> <p>今後は提出書類間の整合性確認について十分に留意いたします。 （ものづくり推進課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
103	<p><b>盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金（公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター）【意見24】</b></p> <p>補助事業完了報告書類の整合性確認について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 補助事業完了報告に当たり提出する書類のうち、「収支精算書」と「収支決算書」の整合性を確認したところ、不整合があり、合規性（正確性）の観点から問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 提出書類間の整合性について、十分に確認されたい。 なお、確認した事項については、事後的に内容が明らかになるよう、その証跡を残されたい。</p>	<p>提出書類間の整合性確認について、十分に留意いたします。 また、確認事項について、事後的に内容が確認できるよう、その証跡を残すようにいたします。 (ものづくり推進課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 商工労働部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
104	<p><b>盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金（公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター）【意見25】</b></p> <p>収支決算書の事後確認について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 補助事業完了報告書の提出は3月末時点であることから、収支決算書に記載されている金額は、通常6月に開催される理事会及び評議員会の承認前の暫定数値であり、金額の相違により補助金額に影響を及ぼす可能性は少なからずあり、合規性（正確性）の観点から問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 事後的に両者を比較して相違を確認し、補助金額への影響の有無を確かめられたい。</p>	<p>事後的に補助事業完了報告書における決算額と確定後の決算額を比較し、補助金額への影響の有無を確認するよういたします。</p> <p>（ものづくり推進課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 農林部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
54	<p><b>施設指定管理</b>  <b>（盛岡市都南つどの森、盛岡市飯岡農業構造改善センター及び盛岡市立都南老人福祉センター）</b>  <b>（公益財団法人盛岡市都南自治振興公社）</b>  <b>【結果16】</b></p> <p>経営状況調査表の記載誤りについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>  都南自治振興公社に係る経営状況調査票と都南自治振興公社決算書と照合したところ、令和5年度の「経常外損益」と「当期経常外増減額」の金額について、本来は千円単位で記載すべきところ、円単位で記載されていた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>  公表前に複数の目で確認する体制を整備することが必要であるとともに、既に公表されている誤情報について訂正又は訂正情報を発信することが必要である。</p>	<p>令和5年度決算の一部項目に誤記があったことについては、令和8年2月18日に盛岡市ホームページにて訂正情報を発信済みとなっております。</p> <p>また、再発防止として、公表前に複数の職員で確認することとし、今後も記載内容の正確性確保に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（林政課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
56	<p><b>盛岡市動物公園指定管理 （株式会社もりおかパークマネジメント） 【結果17】</b></p> <p>備品の年度末現在高の報告について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 基本協定書においてZOOMOは市に報告することとされている備品の年度末現在高について、令和2年度から令和6年度までの5年間にわたって漏れていた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 基本協定書に基づき報告すべき事項は適切に報告させる必要がある。</p>	<p>令和7年度中に当課及び指定管理者双方立ち合いの上で、備品調査に着手し、以後基本協定に基づき年度末に備品残高の報告を求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
57	<p><b>盛岡市動物公園指定管理 （株式会社もりおかパークマネジメント） 【結果18】</b></p> <p>事業報告書の記載事項について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 事業報告書に、動物公園の運営において極めて重要な情報である入場者数情報が令和4年度から令和6年度までの3年間にわたって漏れていた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 条例で事業報告書へ記載することが求められていることについては、确实、適切に記載させる必要がある。</p>	<p>令和4年度から令和6年度分の事業報告書につきましては、指定管理者に修正及び再提出を依頼いたします。</p> <p>また、今後は都市公園条例第13条の9に規定する記載事項を确实に記載するよう、当課及び指定管理者双方で確認してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 都市整備部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
58	<p><b>盛岡市動物公園指定管理 （株式会社もりおかパークマネジメント） 【結果19】</b></p> <p>仕様書に則した事業計画書と事業報告書の作成について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> ZOOMOから提出された事業計画書及び事業報告書は仕様書で求められている業務内容に則した形になっておらず、仕様書で求められている業務が確実に実施されたのか否かが事業報告書から読み取れない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 事業計画書は仕様書で求められている業務に則したものを作成させ、業務報告書は仕様書で求められている業務が確実に実施されたことを報告する内容にさせる必要がある。</p>	<p>事業計画書につきましては、令和8年度分から指定管理仕様書に即した内容で提出をするよう指定管理者に依頼いたします。</p> <p>事業報告書につきましては、令和7年度分から指定管理仕様書に即した形での提出するよう指定管理者に依頼いたします。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
56	<p><b>盛岡市動物公園指定管理 （株式会社もりおかパークマネジメント） 【意見10】</b></p> <p>備品管理について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 直近5年間においては、備品管理が適切に行われていたか否かについて市は把握できていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> ZOOMOへの牽制機能を働かせる意味も含め、市自らが備品調査を行う、あるいはZOOMOの備品調査に立ち会うなどの対応をすることを検討されたい。</p>	<p>当課及び指定管理者双方立ち合いの上で、備品調査を実施し、以後、財務規則及び基本協定等に則った運用を徹底してまいります。</p> <p>（公園みどり課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
59	<p><b>盛岡市動物公園指定管理 （株式会社もりおかパークマネジメント） 【意見11】</b></p> <p>修繕費予算の見直しについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 年間修繕料は、年度協定書において令和6年度は600千円と定められているが、修繕費用の実績額は過去5年間でいずれも600千円を超えている状態であり、超過分は全てZOOMOが負担している。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 直近の実績を踏まえ、修繕費用の予算額について見直すことについて検討されたい。</p>	<p>年間修繕料の予算額につきましては、指定管理者の意見を踏まえながら関係部署と連携し検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 教育委員会事務局

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
77	<p><b>公民館指定管理（河南、都南及び浜民） （公益財団法人盛岡市文化振興事業団） 【意見12】</b></p> <p>事業報告書に係る文書回付について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      予算は文化会館の所管課である文化国際課に執行委任しており、関係文書は基本的に文化国際課が収受し保管されることから、両課による情報共有が重要となるところ、事業計画書については生涯学習課にも供覧されていたが、事業報告書については回付されていなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      情報共有が適切になされた証跡を残すために、事業計画書と同様の事務手続（文書管理システムを使用した文書の回覧）を実施する体制を構築するなど、所管課である文化国際課と協議された。</p>	<p>文化国際課と協議の上、事業報告書についても事業計画書と同様の事務手続を実施する体制を構築してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 教育委員会事務局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
77	<p><b>公民館指定管理（河南、都南及び渋民） （公益財団法人盛岡市文化振興事業団） 【意見13】</b></p> <p>事業報告書の記載について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 「令和6年度盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館管理運営事業実績書」の記載内容について、不適切又は不十分な部分が散見された。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 事業報告書の記載内容の適切性について、今後十分に確認するとともに、不適切であれば修正を求めるなどの対応をされたい。</p>	<p>今後提出される事業報告書について、記載内容を十分に確認するとともに、必要な修正を求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 教育委員会事務局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
82	<p><b>盛岡てがみ館、石川啄木記念館、原敬記念館・盛岡市先人記念館指定管理</b>  <b>（公益財団法人盛岡市文化振興事業団）</b>  <b>【意見14】</b></p> <p>事業報告書の記載について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>          令和6年度石川啄木記念館管理運営事業実績書の記載内容について、不適切又は不十分な部分が散見された。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>          事業報告書の記載内容の適切性について、今後十分に確認するとともに、不適切であれば修正を求めるなどの対応をされたい。</p>	<p>今後提出される事業報告書について、記載内容を十分に確認するとともに、必要な修正を求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（歴史文化課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
85	<p><b>ユートランド姫神指定管理 （たまやま振興株式会社）【結果25】</b></p> <p>「役員退職慰労引当金」が計上されていないこと について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 会計上、4要件を満たすと考えるので、適切な 期間損益計算の観点から役員退職慰労引当金の計 上は必要であると考えます。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 適切な期間損益計算を実施するため、決算書に 適切に役員退職慰労引当金を計上するよう指導監 督する必要がある。</p>	<p>既に指定管理者に対し指導して おり、今期から決算書に必要な引 当金を計上する旨、回答を得てお ります。</p> <p style="text-align: right;">（産業振興課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
86	<p><b>ユートランド姫神指定管理 （たまやま振興株式会社）【結果26】</b></p> <p>退職給付引当金が計上されたことについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      会計上、4要件を満たすと考えるので、適切な期間損益計算の観点から「退職給付引当金」の計上は従来から必要であったと考える。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      法人の業績を正しく評価するため、必要な引当金を適切に反映させた決算書を作成するように指導監督する必要がある。</p>	<p>既に指定管理者に対し指導しており、退職給付引当金を決算書に計上していない時期があったが、今後は必要な引当金を適切に反映させた決算書を作成する旨、回答を得ております。</p> <p style="text-align: right;">（産業振興課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
86	<p><b>ユートランド姫神指定管理 （たまやま振興株式会社）【結果27】</b></p> <p>決算書の科目の区分表示について①</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 決算書の数値の一部が一般に公表されるため、決算書の数値の表示の一部が、一般的な会計基準に準拠していないのは問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> たまやま振興株式会社の決算書の表示が、一般的な会計基準に準拠した形で作成されるように指導監督する必要がある。</p>	<p>既に指定管理者に対し指導しており、次期から決算書の表示を一般的な会計基準に準拠した形で作成する旨、回答を得ております。</p> <p>(産業振興課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
88	<p><b>ユートランド姫神指定管理 （たまやま振興株式会社）【結果28】</b></p> <p>決算書の科目の区分表示について②</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 決算書の数値の一部が一般に公表されるため、決算書の数値の表示の一部が、一般的な会計基準に準拠していないのは問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> たまやま振興株式会社の決算書の表示が、一般的な会計基準に準拠した形で作成されるように指導監督する必要がある。</p>	<p>既に指定管理者に対し指導しており、次期から決算書の表示を一般的な会計基準に準拠した形で作成する旨、回答を得ております。</p> <p>(産業振興課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
89	<p><b>ユートランド姫神指定管理 （たまやま振興株式会社）【結果29】</b></p> <p>取締役会の開催方式について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>          会社法上、取締役会は、年4回は対面で開催される必要があるが、取締役会について年2回を対面による開催とし、年2回を書面報告とすることは、会社法に違反し問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>          たまやま振興株式会社の取締役会が適法に開催されるように指導監督する必要がある。</p>	<p>既に指定管理者に対して指導しており、従前のおり3か月ごとに取締役会を開催していると回答を得ております。</p> <p>(産業振興課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
94	<p><b>ユートランド姫神指定管理 （たまやま振興株式会社）【結果30】</b></p> <p>指定管理料月別執行計画書の記載項目について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      執行計画書は、法人の収支の状況を記載し指定管理料の支払の時期を決めるものであるため、現金支出を伴わない減価償却費を執行計画書に記載することは問題がある。                      一方で、執行計画書には、固定資産の購入による現金支出を考慮する項目がない。                      収支の状況を記載するならば、固定資産の支出に関する項目がないことも問題である。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      執行計画書から減価償却費を除外して記載することが必要である。</p>	<p>既に指定管理者に対して指導を行っており、次期の執行計画書から減価償却費を除外して記載する旨、回答を得ております。</p> <p style="text-align: right;">（産業振興課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
96	<p><b>ユートランド姫神指定管理 （たまやま振興株式会社）【結果31】</b></p> <p>令和6年度の年度協定書に記載された指定管理料について消費税の記載がないことについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 令和6年度の年度協定書の第2条に指定管理料の記載があるが、消費税の記載がなく、金額が税込みか税抜きか不明となっている。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 金額を取り決めた契約書等には、金額に消費税が含まれているか否かについて明記する必要がある。 なお、令和7年度の年度協定書においては、消費税は明記されている。</p>	<p>令和7年度の年度協定書から記載を修正しております。 引き続き、消費税の明記を行うよう留意してまいります。 (産業振興課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
91	<p><b>ユートランド姫神指定管理 （たまやま振興株式会社）【意見15】</b></p> <p>事業計画、収支予算案の承認時期について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      会社の事業計画や収支予算は、対象年度が始まる前までに確定させるのが一般的であり、5月の確定では、4月分は予実比較をすることができず適切な法人運営の観点から問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      予算は対象年度開始前までに確定させるように指導監督することを検討されたい。</p>	<p>既に指定管理者に対して指導しており、今期の第3四半期終了後に開催された取締役会において、次期事業計画及び収支予算について承認されたと回答を得ております。</p> <p style="text-align: right;">（産業振興課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
92	<p><b>ユートランド姫神指定管理 （たまやま振興株式会社）【意見16】</b></p> <p>事業計画、収支予算の設定について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>          売上原価、販売費及び一般管理費は、その内訳の詳細な数値を設定していないため、販売費及び一般管理費の総額が予算を上回った結果利益未達となった場合、どの費用項目に差異が発生したのかが判明せず、このような大区分別での予算編成は問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>          売上原価や販売費及び一般管理費に関しては、少なくとも会計上の勘定科目レベルでの予算設定をするよう指導監督することを検討されたい。</p>	<p>既に指定管理者に対して指導しており、次期から、会計上の勘定科目別の年度予算を作成することとし、第3四半期終了後に開催された取締役会において承認されたと回答を得ております。</p> <p>(産業振興課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
92	<p><b>ユートランド姫神指定管理 （たまやま振興株式会社）【意見17】</b></p> <p>年度予算の作成について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      会社の令和7年度の収支計画は、同社が令和6年4月に策定した「経営改革プラン」における中期計画の数値と同じとなっている。                      中期計画の目標数値と年度の予算が結果として一致する可能性もあるが、年度の計画は中期計画とは別により詳細に実現可能なレベルで作成することが望ましい。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      会社が、目標値として中期計画の数値を当年度予算として設定するだけではなく、より詳細な実現可能な水準での年度予算を設定するように指導監督することを検討されたい。</p>	<p>既に指定管理者に対して指導しており、次期から、会計上の勘定科目別の年度予算を作成することとし、第3四半期終了後に開催された取締役会において承認されたと回答を得ております。</p> <p style="text-align: right;">（産業振興課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
93	<p><b>ユートランド姫神指定管理 （たまやま振興株式会社）【意見18】</b></p> <p>指定管理料月別執行計画書と収支計画が連動していないことについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 法人内で承認済みの予算と、市へ申請している収支計画が連動していない現状は、市の業務執行の第三者への説明という観点からは問題がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 会社に対し、法人内承認の収支計画と執行計画書が適切に連動するように指導監督することを検討されたい。</p>	<p>既に指定管理者に対して指導しており、次期から、法人内承認の収支計画と執行計画書が適切に連動するように作成する旨、回答を得ております。</p> <p style="text-align: right;">（産業振興課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策（担当課）
95	<p><b>ユートランド姫神指定管理 （たまやま振興株式会社）【意見19】</b></p> <p>指定管理料積算シートの運営費の項目に消費税納税分が考慮されていることについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 積算シートは事業に係る損益を把握し、当該損益をベースに指定管理料の算定に反映させる性格のものであると考えた場合、現状のように税抜き処理をベースとしながら消費税を考慮している現状は検討の余地がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 指定管理料の算定根拠をより明確にするためにも、積算シート上は消費税を考慮せず、算出された差額は税抜き金額としての指定管理料として扱うとする方法の採用を検討されたい。</p>	<p>指定管理料の積算シートは、税込による積算を基本とした形式になっておりますが、本施設の指定管理者の決算は税抜として処理しているため、指定管理料積算の際に別途、納付消費税額を考慮して作成しております。</p> <p>今回の意見を踏まえ、次期指定管理料の積算の際には、税抜処理による積算のまま、納付消費税額を考慮しない内容に修正する方針ですが、積算基準に係る取り扱いについては、関係部等との協議を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（産業振興課）</p>